

津輕藩における

宝暦改革の一考察

大川 哲夫

(一)

江戸時代中期以降、商品貨幣経済の滲透の度が高まるにつれて幕藩体制の諸矛盾を露呈するに至るが、これに対処すべく幕政、諸藩にあって改革がなされた。諸藩の改革は宝暦期以降に多く着手されるが、津輕藩にあっては同様時期に乳井市郎左エ門を中心として藩財政再建をめぐして断行された。今これの考察に先立つて、宝暦以前の津輕藩の経済事情を一瞥する必要がある。

まず津輕藩財政の基礎である石高の推移をみるに、藩政草創期に於いては判然としないが、三代藩主信義の治世正保二年以降の総石高は別表の通りである。今これをみるに、『正保二年津輕知行

年代	裏高	村数	備考
正保二	〇三、四六八 <small>石</small>	三三六	津輕知行高之帳(吉森保史一)
寬文四	五四、八四九 <small>石</small>	三四一	津輕知行高は同録(吉森保史二)
貞享四	二六、八三一 <small>石</small>	六三四	貞享検地帳 (吉森保史一)
元禄七	二九、六一九 <small>石</small>	八二五	田方知行御改表(津輕歴代記類と)
宝暦八	三〇、五〇八 <small>石</small>	八六一	工藤家記 村数(千石部による)

高之帳』に據れば、津輕三郡総高四萬五千石、外に五萬七千四百六拾八石八斗、合拾萬二千四百六拾八石八斗という内訳であるが、その後裏高は四代藩主信義の新田開発によって急激に増加、遂に元禄七年迄の四十九年間に拾九萬三千七百三十三石一斗三升の増加をみるのである。然るに、元禄七年より宝暦八年迄の六十年間の増加高は僅か八

千八百八拾石一斗九升七合に止まる。この間、村数の増加から新田開墾の行われたことは推定されるが、既に開墾による石高増加は限界に達したものとみられる。⁽⁵⁾

以上の如く元禄期にあつて、既に裏高は表高の三倍を数えるに至つたが、寒冷地と云う自然制約から頻繁なる凶作饑饉に見舞われ、再にも穀の外はとりたてざるべき産物とて無かつたことから、⁽⁴⁾商品流通の激化に伴つて、財政窮乏の弊は避けられぬことであつた。これに加えて全国共通のことであるが、参勤交代制による江戸藩師の消費高は毎年増加し、これの糧出に在りては初めとして結命の恩恵とした。⁽⁵⁾これらの事情を延享二年六月江戸藩師からの書状によつてみる。⁽⁶⁾ 延享二年六月十九日

上方より仕送金四月より當月迄三ヶ月一向下り、下申儀ニ付御當用差支申候寢元之儀去年より過分之御當借元利共ニ一向手を付不申候間唯今少成金子茂々覺ニ及下申此御差支前後相考候儀難成候ニ付其御地諸山御札表其外何御金成共取集

且又如何様ニも戈覺被仰付先六七百兩茂早々作登世相ニ可被仰付候へ下略)

と云ふのである。問題となるのは上方からの江戸送金の停滯である。諸藩における高様、津輕藩に於いては、文禄二年既に穀買に蔵屋敷を待て、⁽⁶⁾おり、⁽⁶⁾貯々沢を積出港とし、數賣を荷揚場とする上方への廻米を早くから行つていた。再にも延享六年に至つて初めて大坂廻米を行つた。再にも黄納米の換銀にのどめた。然し市場が中央に限定され、しかも交通の不便な江境大名の年貢米の販売は、商行為であることが出来ず、貨幣への形態變化に丁度なかつた。この事實は、やがて藩財政の逼迫に、⁽⁷⁾れて、藏元、銀主から貢米を担保として借銀を重ね、累年その高は増大し、宝暦四年に於ける津輕藩の上方、江戸の新古借金高は三十萬兩を越える額に至る。⁽⁷⁾しかし、前掲史料の如く、廻米不足は江戸仕送停滯となつて顕われ、遂に、上方御廻米五萬石江戸御廻米壹萬八千石右之廻米香登不申候得看上方御藏元茂相續仕送相勤兼申。藩日記延享日日のる状態に迄逼迫するに至つた。だからと云ふ

状態に陥つたのである。

て江戸表に於いては「過分之御當借元利共ニ一向
手を付不申」新たに借金することの困難であるこ
とを述べ、結局領國にその大寛方を命じているの
である。然るに、領國にあつても手持金のあろう
筈もなく、町人より「百兩に付一ヶ月壹兩貳歩銭
者一ヶ月壹兩目ニ付拾五匁宛之利足し」藩日記延享
二年七月十
日ので返済期日を過ぎて借金するが、これの返済
は多く未払いとなる、斯様な町人から借金する一
方、家中借上米がある、即ち寛延二年の大凶作に
よつて財政窮乏は極度に達するが、これが彌縫策
として翌三年より半知借上を命ぜられる。藩日記全
日十五
日の條。更には、延享元年五月の弘前大火、信者
(六代)の速行による出糞など枚挙に遑かない。
以上の如く、当藩にあつては、宝曆期に既に石
高の増加に期待はもたれず、従前の石高確保、維
持に努める一方、累年上方、江戸の借金がさみ
併せて国元での豪商、豪農からの借金は慢性的症
状をきたし、加うるに、家臣よりの知行借上と云
う自壞的行為迄取て行われはならぬ状態であり、
更に相續く凶作に悩まされ、藩財政は殆んど麻痺

(1) 元禄七年「田方仕付御改之表」に據る石高に
ついては、奥本算人氏が論文「江戸時代前期
に於ける津輕藩の新田開発」弘前大学国史
研究第二十一
号所
取
において論じ、「右の石高は右の記載のも
の水全てであり、郡別にもなつていず、他
の記録もなく、その確かなことは不明」とさ
れているが、「津輕歴代記類上」元禄六年の
条に「新田見種檢見之上、御物成出方壹萬八
千二百石余、田發田方二萬五千五百六十三町
九反歩と云」工藤家の
記事がある。これから
判断すると、物成出方壹万八千二百石余は、
六城とした場合、石高三万三百三十余石、新
田の場合初め五成の場合があると考えて、そ
の石高三万六千四百石余となり、貞享以来の
増加高三万四千八百六十八石余に近い数字が
出てくる。

(2) 「津輕歴代記類上」宝曆八年の条工藤家
記引用に

去る戊午二月より、御調被仰付候、田畑五

々年目にて成就。百姓一抱毎に小帳渡、(本名民^ス図帳共小帳ともいふ)御高三十五万十八石一斗二升七合と御確定也

こあるのみで詳細な記載はない。

(3)津軽藩では新田開発は十七世紀に盛んに行われ、それ以後は荒廃田の復旧が主となること状している。又明治四年調査^{引継}に據ると陸奥国津軽郡

一、反別五万六百三拾三町七反七畝式拾八歩
此高三拾式万九千六百七拾三石六斗四升五合

とある。

(4)『永祿日記』^{二三} 七頁 安永三年の条

御領内之義は米穀一産ニ而外ニ重立候産物無之、凶年等ニ格別民之危難ニ相迫り飢亡之者も多(下略)

(5)『高岡靈験記』に寛延二年の大凶作救済のため一老棟方作石エ門は心労のあまり発病、病死した記事がある。

(6)中井信彦氏著『幕藩社会と商品流通』一六〇頁

(7)「宝曆四申戌歳御改帳之写」

二

前節でみた如き財政逼迫の最中に断行されたのが所謂宝曆の改革であるが、今その改革推進者

を一瞥すると、宝曆三年正月^{工藤家記}

此度思召有之、勘定奉行佐藤伝左エ門、勘定所惣調御用被御行、一人にて以相成向敷候間、右

同役乳井市郎左エ門手伝申付候、右役所新規に御取立御調方役所と名付申候、右惣司毛内右石エ門茂巧

の記載からして、用人毛内有石エ門、勘定奉行佐藤伝左エ門、乳井市郎左エ門、一老津軽主水を以つてそれと考へうる。このうち大改革を強力に推した人物として毛内、乳井が挙げられるが、両者の性格を端的に顕わしているものとして「乳井市郎左エ門が趣意にて、米金融通し、御国民の人情を、毛内有石エ門廉直に引立」^{高岡靈験記}の記載があり、改革当初は両者の才気と廉直を以つて着手された。

今、市郎左エ門の略歴を乳井家十代目市郎左エ門爲一、初徳弥より其筋へ差出した由緒書の抜書に據つてみると、六代藩主信蕃の治世享保二十年正月十五日奉行見習として御手廻五番組勤仕を初めとし、元文元年家督高石五拾石を相続、御小姓、御膳番、小納戸役、近習小姓小納戸兼帯、宝暦元年長病を理由に御役御免、全應後御手廻二年、同年八月寄合を歴て宝暦三年正月十一日、家老津輕主水にその非凡さを認められ勘定奉行に任ぜられる。ところで、實際に改革の体制を整えるのは同年八月のことと考えられる。即ち宝暦三年八月十五日任藤官蔵伝左エ門、乳井市郎左エ門連名による申立に據ると洋野藩日記

今度勘定所惣調方御用司取被仰付候ニ付御趣意之儀旨段々可被仰出旨猶存寄茂御座候者可奉伺旨奉畏候乍然一廉相立候御用向与違只今品ニ付奉伺候存寄茂差当無御座候得共御用ニ寄其時々連々可奉伺候依之先取扱最初左之通被仰付度奉

寢候
として次に今迄の財政上の混乱状況を述べ、それ

によつて生起する収支の实体を明確に把握することが出来ず、結局は当面の金繰にも差支えることになつた点を指摘し、「此度調方之儀者至事御執事之御用向ニ而御役所ニ入交御用相違候儀決而寛成筋合ニ御座候略中」別御役所被仰付しる事を要請、更に政務執行時の勘定小頭等役人の任命方を要求、又、内外別の勘定方の統一、町在寺社、事務遂行上の必要書類提出要求時の事務円滑化を望んでいる。これが八月二十一日、勘定小頭、小頭格、勘定人各一名が重誓詞の上任命され、この改革遂行機関たる勘定所惣調方の発定をみた。而して、これ以後の惣調方の動向をみるに、家中にあつては、「大目付以下より丸浦町在寺社方諸組諸支配并其身一代」に受けた「被下方」、更に、役知、役料、勤料等、総てに亘つて書類の提出方を求め、又即奉行に対しては「当箇之年收納石高調之覚」を通達して当年の年費并諸色上納高を詳細に記述せんとを要求、その他各倉庫の整理等、徹底的に財政調査を実施し、今迄の基本的な藩収支の明確化をも怠つていたその紊乱さを是

正とん為めの基本施策であることは云うまでもない。斯くの如き調査結果に基づいて提案された方針が同年十二月二十七日の「覚」津輕藩日記である。その内容は十八項目に及ぶものであるが、これを大別すると、(一)藩庁機構改造 (二)家中と藩当局との財政整理に關するもの、どになるだろう。

今(一)の改造についてみると、諸管轄役所の統廃合及びそれに関する附隨事項であつて、役所引取として、御米方役所、御内分金藏、御覺方役所、御山方役所、飼料所役所、作事法役所等がそれであるろう。このうち御内分御金藏は上納方金藏へ事務を引渡すこと、覺方役所、山方役所、作事方は、以末調方役所取扱とすること、更に山方役所引取後の措置に關しては、これより前、同年十二月二十四日「御山見繼之儀山下庄屋五人組之者と」五ノリ方相中候様被仰付候メリ方御作法之儀者追而連々可被仰付候し津輕藩日記とあつて、山下村預に改正することと布達、これが翌年に至つて實施に移されている。統令として御藏方取扱と御切木方取扱を一組とし、更に捕方御金奉行は平成正月

十一日より交代を申付け、人事の刷新を計つてゐる。その他、紙御藏、三馬屋飼料に關しては商人に仕込方を一任している。以上、諸役所統廢の他に該改革の性格を求めず二条項がある。その一つは「先規先格之儀書破却時之御沙汰可因事」、次に「金銀木錢之儀者以末御調方ニ付及て動搖融通仕被差置候向徳差略増減方之儀諸願諸渡同所江無兩申可差出候」と云うのである。即ち前者は該改革の趣所に歸せらる革新を要求し、後者は勘定所惣調方の藩財政上の大巾な権限を承下もので、統令整理を通じて今迄の機構の繁雜さから講求する事務停滯と弛緩を定正し、諸役所を総て強力に調方の統轄下に組み入れ、藩政の動向を詳細に掌握統御する体制を整へんとした。

尋いで(二)の考察に入る前に當時の家中の年取米について一瞥すること、寛延二年の凶作のため翌三年より「御園知行取之面々半知上納俵子金給之面々其高三座し割合上納被仰付」藩日記宝曆三年四月十五日の條のであるが、同史料による家中上納方割合を求めた寛によると、在田家中は高百石、此物成六拾

石俵にして百五拾俵、このうち五拾俵は、江戸
市中の高石、此物成四拾石俵にして百俵、家中
手取八拾三俵を三分である。即ち、半知賃上は
リ三ヶ一賃上に減少している。

扱へ本題であるが、先づ「江戸上方並下時御用
之旅行以末路銀江馬銀を差加へ其外軍役ニ割合増
金差添拝借之弊ニ不致し絶て与ふる事にし、以末
其の他の拝借金を停止のこと、次に御家中寺社九
清町在の以前からの拝借下納を、其數多少新古
俵高下ニ應じ五歩一丈里百ヶ一造少分之上納ニ
被仰付其餘者不残被下置ること。」諸勘定有之
こと當否の年より里以前勘定之簿皆捨つたが主た
不越旨である。即ち、今迄の藩当局と藩士との默
政上の混雜を排して、藩士に一應の生活運直しの
機會を与え、併せて藩政再建策の基本作業を意
圖したと考えられる。

以上翌四年より着手すべき諸施策を考察したが、
これが直ちに実現されたか否かは別問題であつて、
事實六年に至つて実行される場合もあつた⁽³⁾。方針未
明即實施と云ふこと勿論である。

(1) 勘定所惣調方の設置については、本文引用の
工藤家記宝曆三年正月の記事から、既に設置
をみた様に考えられるが、藩日記八月十五日
の史料からは、八月から余り隔たぬ時期に設
置された如くであり、正月設置の場合、役人
任命が八月では不自然に考えられる。尚、藩
日記中には八月迄、それらしき動向の記載は
ない。

(2) 宝曆期の林政改革については、長内鉄也次論
文「津輕藩林政と入会地について」私前大等
第二一、二二に論じられている。國史研究
号所収

(3) 津輕藩日記宝曆六年六月二十二日の条

一（前）拂方御金藏役門并山方役門名目相止
候様被仰付候依之一團は勘定方与可申事石
之通勘定奉行に申遣

とあつて、「名目相止」とあるが、ヶ条中

一山方取扱之儀御手山御用向御元入之義共当
時御趣法役方不存之義は付只今之取扱相止

候事

とあることから、この時、事實上引取となつてゐる。

三

既述の如き藩財政窮乏の対策として、上方商人からの借財整理と領内産物換金による増収政策があげられるが、先づ前者について云えば、宝暦四年向二月決議をみた江戸藩邸費用の手仕送とそれに随伴する通貨向題、上方借銀の支拂延期等があげられる。

津輕藩の賦源としては、米の他に殆んど輸出すべき産物もなかつたから、他藩と同様早くから上方廻米によつて賣米を換銀し、江戸藩邸並びに領内に於ける諸経費にあて、いたことは既に述べた。それらの事情を、宝暦四年向二月十五日令達された「三奉行并九浦町奉行江相渡候書付」津輕藩日記に據つてみるに、当藩では「中興迄は金銀通用であつて、江戸藩邸費用は一切領国よりの手仕送であつたが、六七十年前から大坂廻米とし、向中を左衛門を藏元に、又同所に、銀主を取組む

に至つた。更に領国における通貨制度を金銀通用から錢遣に変更、領国より金銀を上方に寄せ、これを錢に替へ領国に下した。従つて宝暦四年迄の領国の通貨形態は錢遣で諸通用を済して来た。一方江戸仕送りも、領国手仕送りを廃して大坂銀主からの仕送りとしたが、江戸の厄太舟消費経済の過中であつて、藩邸での費用は増し、これに対する藩収入の増加は望めず、財政上のアンバランスは必然的な成行きであつた。斯様な財政状態に対して「書付」は

依之古来之通御国仕送ニ被仰付町在モ相立豊ニ相成候様沙汰相決候然者前書之通御國中錢通用而已ニ相成候故此節御登世金有之節繰五百七百両之金子迄茂御費上被仰付而茂両替過分引上早速調達ニ不及候々様ニ而者此末從御国仕送御遣出之御手段必至与御差支ニ相成候依之御国銀遣ニ相成候得者隣国他国同前ニ罷成金銀共通用致自由候条以後御國中茂銀遣可被仰付御趣向ニ候と御国手仕送と銀遣に変更した事情を述べ、更に銀遣による向題としての正銀確保について「九浦

町在之箇々、身上柄之被誰も不依金銀ニ而差上るべく、更に、上納金に對しては引替に米切手を手渡し、取納差遣にするも、只今正米ニ而代時手次第にてあるとし、又奨励の意味から割増を添ふる旨書き加えてゐる。その他、九瀬町在での諸上納、湊出入役錢をも金銀さ以つて上納、錢高式拾町以上は金子を以つて上納法を心懸ける様令達してゐる。青森市沿革史上、再に三月に至つて、小判買取相場所取村井旧記の混亂防止を以て、同徳之儀相場高下紙之様面両付三拾圓藩日記宝曆四年三月十八日の條と定める等、銀通用に關しての準備を進めてゐるが、一方これに對する反對意見もあつた。

(前) 銀通用之儀者、莞爾蒙教諸民、早速罷仕馴其上、遠國之儀故、御夫却ニ及、万々差支之旨商人共申段、申出候、然共莞爾唯今迄之通錢方より者、必至与御蓋無御座候(中) 江戸通銀之御格を以、江戸御屋達、方より一致罷成候、而第一御仕送勘、定利不利早逐相分望申候、其上石申上候、通日本ニ格例無之通、用御座候、向商方其外御縁合方共、不宜候、此儀御用達、并下加商人共、江哉与得吟味申付、金御座帶之

御通用公義之御格を、相用候段、難有御志ニ存候旨申出候(下) 津輕藩日記宝曆四年八月四日の條

この史料より反對理由、賛成理由が明らかになり、反對者は一般商人であり、支持者は藩財政に深く關係する御用達、下加商人であることに注意すべきである。

初、藩当局は、これの通用を同年九月一日より決し、これに附随する通貨比率、兩替屋、諸

上納に關する覚書を令達してゐる、通貨比率は

- 一 小判老兩 定價銀六拾圓
- 一 金壹歩 右同 拾五文目
- 一 錢 時之相場
- 一 通錢 壹匁丁百文宛

とし、兩替屋は、私前宮川善六、竹内忠兵衛、青森西沢善兵衛、麿々沢菊屋善兵衛と決した。その他、給錢並諸役錢、湊出入役錢は、これまで定めたる六拾文何匁ニ直ニ錢何匁何百文ニ通し、唯今迄之錢高増減無之とし、再に向題となるのは、他領との商取引の場合であるが、これに關する令達は十月九日、十月十六日、青森、麿々沢など商

幕府易都市に罷在している所収「村井旧記」

青森市沿革史上

つぎに上方借銀返済延期についてみるに、これ
本史料として「空曆四年甲戌御改帳之写」があげ
られるが、その才一部として「上方御借方新古金
銀數調之表」がある。これによつて当時の事情
をみると、既に融れた如く、江戸、上方、領國の
借方は「御歳入御知行高を相越」せる三十五六万
兩に及んでいた。ところが、江戸へ手送に決す
るべく、此御幸之至ニ思召然り者上方御借金方銀主
御感元江御断可被御出旨しがあつて、當時在府の
勘定奉行鈴木重定にその段を任命せんとした故、
上方の事情は遠隔した御元勘定奉行鈴木重定に
任命を藉してその段を請い出、「并奉りして悉く
銀主平均ニ取扱」つて大任を果した。今、この新
古借方をみると、享保十年勘定残銀古借として茂
木屋より銀貳百七拾四貫九百三匁五分四毛を蒙
古借方として、茂木屋安右衛門方新古借銀一金に
して八萬九千三百八拾三兩一銀十三匁八分を筆頭
に、惣寄高金貳拾四萬四百三拾八兩七分と云ふ
高額であつた。このうち銀七十七九貫六四匁四

三と金一〇一八〇兩を「年數無限暫之内御断」と
し、残額の大部分を「三ヶ年御断」と決した。又
江戸送金高は一年向金貳萬七千四百拾四兩三分
とした。「江戸仕送金御定」
詞高并御拂廉別

次に積極的な國産品換金策をみよう。
この改革にあたりて藩当局の方針は、輸入を極
力避けて領国内金銀の流出を防ぎ、國産品を販立
て、更に今迄留山又は禁輸出品目にあけられ
たものを解除し換金にうとめた。その施策として
領國産馬の禁輸出緩和、丹土、硫黄、兼平石の
掘、更には輸出入稅増徴策がある。このうち牛馬
禁輸出緩和については云々は、今これ以前の取締状
況をみると、明暦元年五月十二日の禁輸出品目に
属する布疋によると、牛馬は半二番目にあけられ
「右合三拾ヶ条を如前之堅相留可申候」とあるこ
とから、明暦以前から早く輸出禁止されてお
それ以降も度々「解」が出され、薩馬、喘壳露見
の場合に肝煎五人組に至るまで責任をとりとるこ
とが規制されている。因て、空曆五年三月一日

藩日の策に

一三奉行申立候此度牛馬他領江賣賈勝手次第被
仰付候依之弘前并青森駿ヶ沢飯詰村ニ而志々
可三日宛牛馬市被仰付度奉存候(中)織部達

とあり又、同日三日の条に

一御國所ニ而牛馬他領江出候節改方餘リ稠敷遂
吟味候而者又々脇道相廻候様相成候向取扱屋

巴らかま出所賣主牛馬年毛尺承相通某段月末
勘定所江書出候様三國所町奉行江申付之

の記載がある。この二史料から明らかなに牛馬の輸
出を認めたもので、従来の禁制を無視した施策で
ある。次の丹土を初めとする三品採掘は今までの
留山迄五年同融山とし、藩財政に寄与する場合に
は年数延べすることとし採掘を許した。更に輸出
入税増徴策であるが、宝暦五年正月に布達した課
税品目には輸入品に於いて一〇九、輸出品目一〇
〇を数え、輸入品一〇九のうち新規御役として五
十八を占めている。青森市沿革史。これは、税増徴
を計ると共に、輸入抑制政策の顕われとみられる。(1)
以上の諸施策は、先づ大坂蔵元・銀主―江戸

藩邸の金融ルートを断つて、領国よりの手仕送に
することによって江戸藩邸の経済的不安定を除き
すると同時に、領国全収入の大半を占める江戸に
於ける諸経費膨脹を抑制し、統制を加えんとする
意図を含むと考えられる。又、上方からの莫大な
借銀の返済延期、廻米停止、更には積極的な国産
品奨励、換金等によって領国内の倉廩を満たし、
米切手発行による金銀呼寄せなど、先づ藩財政を
建て直し、再後漸時借金返済方を目論んだもの
と考えられる。

(1) 津軽四代藩主信政の治世明徳二年に於て
は、新田開発を初めとして林制、殖産興業、
教養等藩政に鋭意努力したゆえに中興之祖
と称された。
(2) 当藩では上方廻米は早くから行っていたが、
大坂廻米を実施したのは延宝六年の様である。
即ち藩日記延宝六年正月十一日の条に
当年御城米初而大坂着靴被仰付之吉村馬左衛
門可能登申被仰下付則申渡之

とある。又田中久左衛門については、延宝三年六月十七日津輕藩の条に

田中久左衛門方より大津敷賀木相場番参候(略下)

(略下)

(3) 藩日記宝曆四年三月十八日の条に、乳井市郎左衛門注問

の米切手印紙印形の注問方を命じているし、同年三月十日には、この印鑑の出来た事を記してある。

(4) この史料の内容は次の四部からなる。

△上方御借方新古金銀員数調之表

△江戸御借方新古金銀員数調之表

△上方御常用金員数調之表

△江戸仕送金御定調高并御掃庫列

尚 上方御借方新古金銀員数調之表の最後に

調査の経過を記し、更に全部の記述の後に

金遣失在工門

改之 乳井市郎左工門承之

竹中勘次郎

とある。竹中勘次郎は、江戸仕送金御定調高

并御掃庫列に作成の任にあつた。

前の二史料の内容は詳細に各借口冊に借入年

月と利定、誰口入にて借用したかを記入し、当時の藩と大坂商人との関係等、再後の研究に益すること大きい。

(5) 延宝二年三月「駒改之覚」青森県史才 一巻所収

(6) 加藤鉄三郎比論文「宝暦の改革と或富商の手記」

記陸奥史談 十の堀屋仁兵衛の手記に 八十九頁所収

(前略) 近年他国ノ諸物多ク入込、御国ノ費ト

ナル。依之爾来無クテ下叶費用ノ品ナラデハ

買入レサレマウ、尚又國産ヲ取立可用事(後略)

と両浜商人仲間商家頭竹屋宗比が両浜商人に

達した旨記されている。

四

これらの財政再建策遂行の外に、士風の振興、風俗の肅正の問題がある。本改革が財政返済を目的として行われたとしても、その改革推進の円滑と達成を期するためには、この問題は不可欠な事である。

藩財政逼迫は、家中の俸禄貸上に及び、共に困窮の度を深め切詰めた生活を余儀なからしめた。

は、農民に於ては更に弊害を蒙る度合は頗る甚く、収獲量の六割を貢米に、更に諸役米を収奪されるに至つては、その生活に余利を見ることは不可能と云われぬやうな、加ふるに一度重なる凶作に被害われ、経済的な逼迫は風俗に甚弊をもたらすことはいふまでもなくである。

今、この実状を農村に於ける検見人派遣によつて生起する事柄によつてみるに、藩日記宝曆三年十一月八日の条

此處御検見人罷下り候に諸組下種村別ニ木綿干物寺尾煙草ニ金子を差添土産或者禮財与名付願致候(中)然者検見之旨度在々左様之風俗近年甚増長致民百姓之操難及候儀有之候

と云う有様で、斯様御検見に随伴する懸弊は、大宰春台がその書「経済録」に指摘している周知の事柄であるが、検見の場合のみならず、藩政機構の全体に亘つて云える。それを端的に觀つたものとして、宝曆三年以来の数々の諸役人を初め、農民に至る迄の兩正があげられる。先づ三年十月二十六日、勘定奉行外崎左五右衛門、石岡十藏に対する「一向職役ニ不通」「自分之利徳を純

一まゝするといふ罪状を掲げて、「半知被召上御留守居組被仰付られたのを初めとし、十二月代官四人、更に四年に入つて閏二月中の兩正を藩日記にみると、土測掾奉行の給分召上、夥々沢町同心暨固二人永之暇、庄屋五人戸ノ等格計五十名へ内、家中二十九、町農民二十一に及んでゐる。⁽¹⁾

以上の如き兩正遂行と同時に、諸組代官、御寄所諸役人、四奉行、更に町寺社團保役人、町人、商人へに対して風俗刷新方の觸を發してゐる。

諸組代官に対しては、藩日記宝曆四年閏二月五日の条

諸組代官只今迄之勤方甚繕花はて只今當日之儀而こゝ拘り全躰之職儀を失ひ候様は相見得候子細者支配之者之内不勤或者私曲之者有之候而哉免箇人情は渡り一日延ば其通りに行過候向邪正下相分全躰御メリ方御損益は選里候(中)以後随分相勵之末々之御為を案じ致し支配之者少も御不為之筋相見得候ハハ不加私意を有躰は早速可被申出候

と、人情に渡り下、公平な態度で正邪を判断して所務遂行方を命じてゐる。御寄所諸役人に対して

を同様命令違ふあり。藩政中枢である四奉行に對しては、今迄は「御勝手方度量之儀を小納戸御言所差遣之儀得一幕御那中を以御勝手方不存御縁合事並有訪定奉行而己沙汰致申出勿論御秘事之由申決」四奉行一統ニ不存訪定奉行外三奉行支配所之差儀竊易ニ許不構致来したので、如何なる結構及沙汰でも成果をあげたならば、如何なる結構及し、「凡而重き儀者以末四奉行打奇心底無隔敷談之上深断しすべきであるとした。又諸役所の混乱、乱取を是正せんとして、先づ財政上の根本たる貢米取藏方の紊乱を指摘して、「弘前寺丸湊在マ御藏御收納方之儀是迄在々大里納り方何方之御藏成其時并次等相納候付何方之御藏ニ者何程之御米有之旨申儀曾而不相知」斯様な状態では「御藏毎御入申致相極不申」従つて年収支状況の把握は困難を極めたのは当然と云わねばならぬ。これに對して「在々組々御藏外御收納」方に努力する様求め、更に「御金藏御掃方日渡御座候得兵勘定合并御手繰方共会以精密」無御座候ニ付末九月朔日は「御掃日定日相立」藩日記宝曆四年八月十九日の条に、此

處に、収入、支出共に明確にその數量を定めんと
の努力が窺われる。

斯くの如き藩政刷新への努力と同時に、農民統
制にも意を注いだ。宝曆四年正月には、「在方衣
食住之美麗を御制某男之財物并衣類、股引、脚半
、前た連等迄布類計り相用得候様」その他「在方
之者ハ鬻寸三分ニ立候様に定められ、又、「
在方質屋酒屋之外諸布木綿荒物其外一切之諸商売
共悉御制某亦村之小売酒屋相止メ被仰付候」平山
宝曆四年
正月の条と農民の衣食に對して厳しく統制を加え
、これが徹底を期して、諸商売も停止し、貨幣
經濟の農村滲透を阻止せんとした。この諸商売
止は、それのみでなく、商人に對する統制でも
つたわけだ。「此時迄板や野木、飯詰、油河等ハ弘
前ニ不劣見世斗ニ而至極繁花之地」のが衰微した。
同時に、弘前本町の外木綿店を停止、自然本町水
繁昌した。明らかに、これは本町に木綿店を束め
て統制、利用せんとした施策である。この様な
農民統制の一方、四手は豊作のこともあつて「田
畑毛早不入、御收納米、百姓からけニ而俵数を以、

上納在々裁割ニ而百姓甚勝手ニ成永祿日記

其如至上納に便ならしめ、更に注意すべきは、五

手正月十七日の令達津輕藩日記である。

此以後、今日借費酌定相濟下申内御收納并諸上納

有之高敷候義理目急度相立可申者也

即ち、先づ自分兼借肉保を整理して後、上納せよ

と云つてである。この事についての先規をみると

「半前以下入米を多持候故借金の方江半前ニ以

て、備候事相聞候間空無用可被申付候事」受取

宝永元年八月二十日を初めとして五ヶ条に渡つて年貢納入

筋に自分借債決裁を堅く禁じている。

庄々への御初令とは別に四年十二月十八日藩日記

「家中九津町在之御借方不残御返済ニ付」目

分勝手之統方常質素立費を省分限取御相庶之度

當時宜之勤弁しすべき事を求めて、九ヶ条に亘る

令達である。その内容は、尊服美を調える弊風を

戒め、尊服贈答吉凶五節句寒暑の付届の六七年間

停止のごとく、尊借の下実不尽なきこと等を要請、

更に、自分其心得有之常服重味を事とし無益之物

は全銀を費し世帯之敷相成候共今日之御奉公并

上之御救を不伝相濟候覚悟之底意有之候江音強而

質素之儀被仰付候儀ニ者無之候得共一統之特宣義

理合助并可有之哉之事として、覚悟有る者には

強制しないと云う態度をとっていることには注意す

べきことで、これを前掲の覆民に対する年貢納入

前の借債決裁に南する法令に向し考ふる時、諸政

務の混乱、風俗の紊乱を義理を失することに求め

ている傾きがある。即ち人道の覆廢に因を發する

とするのであつて、藩政の窮乏ニ上下相疑候

向もの徒から金銀米錢取替世等ニ至迄銘々危事を

疑ひ或者私用不丈夫相成候より御郡中連々差請

し藩日記宝曆四年四月十七日の茶として、これからの矯正の爲め

に努めた。然し、六公四民の賣米を要求される当

時にあつて、果して前述の如き、私貸借決裁が可

能か否かは問題であるが、少くとも改革の当業者

の意図が、これが一連の施策から推測して義理の

尊重に大きな意義を認めたという事は云えると思

ふ。

この矯正は、該改革全般に通ずることである。

革前半と後半とは、肅正の意味を同じに出

来ぬが、平山日記宝曆四年四月の条に

足怪目付録田五左衛門工藤七左衛門卒人此節

ニ下構三六之日毎夜ノノ之卒人没下有之諸人

ハノ更リト仕候

と爲つて三、六の日に肅正がなされた。

○藩日記宝曆四年二月十二日の条に

一慶正々下綿等小向物見世停止ニ申付之儀之

在々融売之儀塩味油三品等格別其外何如ナリ

ノ與融売いたし候ものよ里村切庄屋ニ役銭差

出控申付候此旨申付候様邸奉行ニ申付之

とあつて、見世は停止したが、塩増油の最低

必賣品の融売は許し、他の融売に対しては課

税することをよつて、これが村々に入り売買

するを抑制せんとしたと考へられる。

五

該改革にあつて、大商人の介在した事實は、

年内半左衛門足羽次郎三郎儀調方御用取扱申付

候調方勘定奉行差回数次第相勤候様ニ佐藤伝左衛

門町奉行江申遣之藩日記宝曆三年十二月一日の条

の如く改革当初から認められる、町人の大巾な

利用と、それによる藩政への進出、更には代官の

の關係を次に考察するにあつて、先下藩当局の

商人觀を一瞥すると藩日記宝曆四年六月二十九日の条

想而金銀米穀者下反申ニ萬稅萬室運送之通者高

家生涯之分職ニして毎国存在之商人大小ニ下依

為一邸之融運毛厘之支へなからしめ其國を富し

以而武家を守るの義理於所所茂公現之旨ニ候

と云うのである。即ち、商人の存在価値は國を豊

饒にし、武士をしてその助勢に運籌せしむる

にあるとして、「運送手帳之儀者御邸内大小之商

人無差別其職ニ任」藩日記宝曆四年三月二日の条じて、全豫は

一切商人に担はることを明言している。事實、回

年同二月、町在之金持為室加と申、金銀米錢差

上候、此時之御意ニハ子々孫々迄御扱被成向教旨

ニ記シ日記令達、又、四月に至つて、「在方並所之印

持運送役之成」リ、四年十二月二十四日津輕藩日記

当更御用達其加談申付候者其之内當時御用向別

而致出精候ニ付為御褒美銀子式枚宛被下置候

として、その人数五十八名を列記している。この
事實は、先に於た上方借銀返済引延等、対外的な
で誰に平行して、畿国内に於つて商人による金繰
ぎ行い、賦税難の殊雑策とも受けとれるが、九月
よりの江戸送金に備えた金銀手持の確保を意図し、
てとみてよい。その後、運送方手伝など五手十二
月には「惣人数百人平山日記五年十二月の条」を数えるに
至る。

以上の如き状況にあつて、四年二月十五日足羽
次郎三郎、野崎殊惣次は拾人扶持の禄を賜わり、
壽いで六月十日、足羽は郡中「御安危御落着無之
候向、其方老功を思召御手繰方之儀惣御用達可取被
御付藩日記られ、彼を以て用達商人を統轄せしめ
た。

次に宝暦四年に於ける代官の動向をみるに、当
時津輕三郎は二十五組に組分けされていたが、二
月四日、一組乃至三組を一つにし、全体を十二ブ
ロックとし都合二十四人の代官を置換えた。然る
に同年六月十二日に至つて、更に次の如き代官組
合せを行った。即ち、村数の多い広瀬組、木作新田

さ一ブロックとし、他は四、五組を併せて都合七
ブロックに代官十六人を任命した。津輕藩日記。これを
二月の代官数に比し、これは、三ヶ年の削減であり、
この意味は、前節でみた諸機構整備に伴つて行わ
れたものと考えられ、代官の管轄権限を大中に広
大した。これら代官の下に手代、庄屋、五人組を
以つて在々の行政機構とするのが周知の事柄であ
るが、この関係は、翌五年に至るまで一変する。即
ち、宝暦五年三月二十一日津輕藩日記、代官の削減、
大庄屋の設置、代官手代並ひ小使の引取、更に延
束の庄屋、五人組の引取の事實がある。

先づ代官削減をみるに、既述の通り四年六月に
は七ブロック十六人を以つてしたが、これを更に
七人に削減した。即ち、代官五人、加役二人の任
命である。次に大庄屋の新設であるが、総数二十
四名を、代官のブロックとは別の区域をもつて各
々列記し、「右之者共儀子五拾儀完被下置之大庄
屋申付之帯刀御免御年始御礼登城被仰付候五組分
右之連申付候後略」として、明らかに士分取立
を示すものである。これらの顔触れをみるに、

半取取前年夏運送手伝による衰堂頂戴の用違町人
であり、こゝに彼等の藩機構への組入れが行われ、
爾後、在々にその権力を振うことになる。尋いで

大庄屋と代官との職掌を同年四月十一日津輕藩日記

の書簡にみると、代官は「即支丹人列改帳の保管

、各種大喧之儀御上より拝借」の取扱、他領と

の境内本等門懸発生時の主要処理、在々追放人の

うち「給分有之者」への申渡等で、大庄屋は「給

分以外の追放人への申渡、年々の駒改、救米等の

請願があった場合の処分、在々倒死、変死の見分

、一取取渡御注進、御封印」及び比較的軽い職分

を大庄屋に託し、重要職分のみを代官に行せ、代

官助に「暖上、油川、下作三」前平山日記に設置、比處三

心町の代官は是迄の御奉行の如き威勢平山日記

の氣を平した事實にも、改造の目論みからられ、更

に大庄屋に対しては「村々の統制について大庄屋

委任したものと考へられる。更に、大庄屋以下の

組織については、「諸租手代、庄屋、五人組共御

用取之由ニ御引取被御付候永禄日記室曆五年、四月十八日の条

とあり、更に「村々ニ御縁有之者」に手代御付、

元之庄屋之所發致、其下を手付と云、元之五人組

之役を勤候永禄日記室曆五年三月二十六日の条

大庄屋手代は元の庄屋、手付は元の五人組、職分

を附したことになる。従つて、今迄の統制機構の

変化し、大庄屋と大庄屋手代と手付となり、そ

の上に代官と人がこれを統制し、藩庁の御奉行の

下に所屬するが如き形態をとつた。

而して、以後の大庄屋、運送方の動向をみると

、五年十一月に「大庄屋御運送方へ穀物之買請取

御付渡向大庄屋御運送方へ遠き村より重直之巻へ

下賣といふを被御付候而之様ニ而買請取石穀物

売拂賣買して故合とす平山日記室曆五年十一月の条とある程

に、五年は近年にない大凶作であつたから、幾種

に際して、米穀の調整を行わしめて、その物価騰

貴の抑制に努めしめた。

以上の如き機構改造に対して、僞外者は如何様

にみていたろうか。永禄日記に據つてみるに、諸

租手代、庄屋、五人組の廢止と新人事については、

去年八月功之士無罪之持も多牢人と成、今年、

有福之百姓、町人も無功ニして士と成、然て又

を年代、庄屋、五人組迄引取被仰付ハ人々下思
儀ニ奉存候。

と云い、目的はさし事注求と改変は、確かに不可
解致政治と映じたに違ひない。又大庄屋任命にの
いて曰、

此後或百姓 或ハ商人、是迄代官之門ニ拜謁し
て一向無門之処、今日誠に士と成、金錢に任じ

大小を請、美義之風流無云斗、門前馬ニ乗通さ
せ、下ニ、尊威是迄の代官ニ十倍(中略)御威下

を通すにハ掌儀取を召連れ、然処帶刀を苦勞ニ
し、是故小見之見ニモ大庄屋也とミゆる。

と筆録御判を渡さて、以上の如く批判を浴せて
いふ、更に、大庄屋の弊害を加えるならは「御檢

聖歩付之通、御上之御意様に御置候而、一四兩載
仕違出、百姓共之體ニ候由上江甲上、在方より料

ニ兩取立、大庄屋之藏へ入置候而是を納く初と申
候レ、此物之義翌年ニ成売掃後。此時大庄屋の内

ニ甚身代上り方も有之」と私曲が行われた。この
事實は、大庄屋が元来商業資本家的性格を帯びて

いたことからして、彼等への大巾な権限委任から

来る弊害であると考えられる。

以上の諸事情からして、郡方の機構改進黨、連
送方としての豪商、豪農の経済力をたのみで、彼
等を最大限に利用し、藩財政救済の強打を一變じ
せんとする意図を言んだ職務としての大庄屋に任
命し、その下部組織をも改めて、目的の円滑な運
びを遂んとした。

(1) 永祿日記宝暦五年三月の条に大庄屋組分付の
事を記し、「以上式拾七人ニ候へ共、元来、廿
四人故、頃日廿四人之大庄屋と云(下略)とあり、
て、後に二十七人に増加した様である。

六

宝暦五年は、消雪遅く、春土用過ぎて漸く梅櫻
の開花をみ、又種蒔後五十日にて漸々植立る始末
であつたし、その後も四月より八月迄東風吹き、
共に降雨が続いて寒く、終に「寛延ニ己巳年ニ信
々之凶作」永祿日記宝暦五年の条となつた。二水の村聚と
して藩は、十月に町々諸役御免、在方は一切の諸

上納を請ふ事御免にして作り取りにし永祿日記室
暦五年の条

更に十一月に至つて、在マの米祐ある者に対し

て、家獲しの上有穀を取立て、二水を倉窮者に譲

り、下貢を使つて、強制供出しの一月の救済に

努めた、その結果、乞食非人も多く出ず、又餓死

者は一切みえなかつたと云う津輕旧記伝類二二
九頁、佐藤家記

この凶作による被害は、翌六年に至つて如実に顕

れ、其、藩主信寧入部へ宝暦六年五月廿日入部を

促した藩には致命的なものと云えよう。

是の凶作による財政逼迫に対する措置として

は、六年三月幕府に対して米の援助を運い、同

年三月には上行より米穀買下しを策して、その買

付金として町庄の富考へ千伝金三命永祿日記室
暦六年正月

給へ、又町庄の商人に対して他領から米穀三買付け

し、この二種の海上安全を願へ、諸寺社に祈禱

祈禱の奉納を行う等して運送の万全を期し、こ

れが五月初め両決着岸に及んだ永祿日記
一九六頁。しかし

事態は斯様な対策によつて解決さるべき問題で

はなく、六年三月「御家中一統仕何率御世帯御永

として知行藏入を申出たのである藩日記室
宝暦六年
六月二十日の条

ところで、津輕藩にあつては、四代藩主信政の治

世貞享二年知行藏入としたが、五代信等の治世正

徳元年八月地方知行に復す旨の布達あり藩日記
正徳元
年八月二十
六日の条

五日の条。而して、この知行形態の問題は、藩権力構

造に影響する事柄故、宝暦六年二水が決定に當り

ては「往々盛衰之可及處御大事被思召悉ク御差考

是迄疾身及御沙汰御歴尊聽君處親之上」藩日記室
暦六年六
月二十
日の条

今、藩重臣の動向をみるに、宝暦五年三月乳

井市郎左衛門は一先津輕主水、用人毛内右衛門

に從つて江戸へ登るが、同年十二月廿三日「

於江戸表乳井市郎左衛門義御元司職御側兼御用

人次順被仰付」津輕旧記伝類
二二九頁。又、毛内は、五年

十一月家老職を命せられたが、辞退六年二月十

一日、「御用人上座被仰付」乳、同年五月藩主信

寧入部に降しては、主水、右衛門、市郎左衛

門共に供下りした。その後「御用人毛内右衛

門茂巧御着城の日より病氣申立引籠り候」とい

ふ

り、江戸幕府中に毛内、乳井の間に確執のあつ

たこと、小予想され、乳井は六年十月十一日元司

就任後、七年三月三日新知行石を賜わり、商人

野村三郎、長十郎父子に彼の下に重用され

た。一萬石内は、宝暦六年十二月十日辞表へ是

を三度に取り返し退出、同月十四日辞表は受理さ

る。元司代官、これに乳井との明暗を覆わしてい

る。

野村、市郎左衛門歸国後にあつては、前述の知

行蔵入に決する直前、これまで郡奉行の支配下に

あつた代官及び大庄屋を元司直支配とし、上納方

御主蔵役所引取方を命じ、更に郡中の米蔵を総て

運送役、大庄屋の両者に預ける。舊日記宝暦六年等

の外、運送役を一列次第町年寄之上に格付け

、これを元司支配とした。同六月十日の条。この事實は、

六年に実施される知行蔵入への転換に際して一層

献考の重くなる代官、大庄屋、更には運送役を、

乳井市郎左衛門に自己の支配下に置かんとするも

つとあり、今までの毛内との提携を破つて乳井の

進歩への端をみるものと考えられる。同時に、今

迄の運送役など町人の大幅な利用、延いては知行

父子の横暴を許す結果を招き、いわば、この政

事を通観した場合、五年の凶作を頂点としての下

降に向う艱を望する。斯くの如き情勢にあつて、

同年九月に発行された棟府と、同時に令達される

貸借無差別の問題がある。

既述の如く五年の全国的な凶作は、最北端津輕

にあつては、被害高は総收穫高の八の五にも及ん

だ。その対策として幕府からの一萬石借米、上方

よりの買米等非常手段をとるが、他領にあつても

等しく米不足であつたから、是時他領ヨリ八米一

斗値八百文米ニ当り、平年相庭ニ比スレバ四双倍

余と高値をよび、是故ニ民間ノ金銀目足略耗ス

。前掲加藤氏論文。中に「堺屋の手記」に至つた。以上の様な状

況にあつて発行した藩札の実体をみるに、先づ、

これが献策者は改革の当初から藩政に参与した足

羽父子であるとされている。高岡壺。そこで標符発

行の組織についてみれば、最高責任者として員数

メ方があり、政治、軍事、経済の中心たる弘前、

湊町としての青森、鯉ヶ沢に員数役所を設置、各員

敷設をなさ、その下役に農牧方、産業方、産物方、商管方、米穀方など、彼は十余麻しの役方を設置、これには「御達送役方の子弟、或ハ家柄ノ古町人、差ア定羽が従命勤之」たのである。

ところで、六月運送方中に命ありて、

商家ハ勿論、農家等ニ至ルマテ金銀米錢絹布手綿盧増炭薪其他何品ニ不限一切ノ商物ハ勿論、

其外田畑舟船造通販賣追銘々不残書上ケ上納ヲ

ルベシ、然ル上ハ御上ヨリ永久安堵ノ家業ヲ付

ケ甚廉ニ売物種々売立ノ今ハ即チ役所へ上納

ノ向ク是マテ、貸シ借レハ無差別トテ多少ニ限

ラズ取廻リナシニ相済ム。最モ他国借レ等ハ御

上ヨリ御備下シ置(略下)

この制度を伝達させた。即ち、各家から商物とし

て納めらる物に絶て書上、上納せしめ、新たに商

物に対して一家一家業を与え、一旦上納した物を

その家業別に分配、これを標符をもって売買する

ことと、貸借無差別に同する事柄が記されている

。この際、上納の金銭は弘前専敷役所に吸収、そ

の他の商物は各役所にて指名された商家に渡した

。更に、これが売買にあたりては「売立ノ見銀並

ニ標符ノ到来ハ直ニ役所ニ納ム」とあるから、こ

の場合の商家の性格は、利潤を獲るこの本来の

在り方から、単に生活必需品の回民への分配の場

所と化したのでありて、彼等の主計は「某代とし

て上より各々恩録を給へる」故、それに依つて主

活する事になる、次に標符であるが、形式として、

家中と町屋の二様を発行した。六年九月十五日、

町並御目見以上江被御渡候御書付藩日記によるこ

、家中に対しては「当暮物成より一統過不足多少

貸借之差別無之取手取之算敷ニ被差立して、これ

をもつて「臺方勝手向取統」の覚悟を促し「十ヶ

一は正錢渡」として「十月末月より一統通用候様」経

歴代記授上 布達した、但し「此の実施に当つては

定羽自ら廻郷して「役方並家業方等款ヲ以テ町」

ニ申付し付た事案からして、批判の糸紡を与えぬ

強行さを示したと考ふる。

かく、横街流通の実態をみるに「諸寺院社司、

匠家、百工百業日暮渡師ノ寂遠並ニ音信贈答ニ至

ルマテ」用いられたが「急用調ひ可たし入用の品

を調んとして振擧げを以て其塵々へ持参止ハ渡方
はて相違を記し而帳目減したる印して件の品を渡
し等々違滞又持物の表品高かざる節ハ件の品を
渡し其品先方まで算を入連其算方より標符を遣し又
算を当品品まで役品を相渡りと、その手統さの複
在さから混亂を致たが品物のある間はそれとして、

五、六月間にして諸品漸く減却して標符を持参す
るも購入感取ぬる状況となり、日市をたてること
を案じられた青森市沿革史上にも拘ら下「正銀
の幣を立補込の品を湮ひて密に是を商売し是を停
止するといへ共萍増長」高岡監記するに至り、又黒
石銀より商品を持運ぶ者現われる等同史、七手
に入り、からの混亂は度を超え、遂に大工、左官
等々建造して手組で騒動し希るに追に立ち至つた

、これら庶民の困窮もさりながら、家中にあつた
、例外でなく、「御家中ニ限却而其弁無之刺謀字諫
刺を巧前後邪正を不護我儘子慕」藩日記宝曆七年
正月二十九日の
る草紙出たのは皮肉な事と云わざるをえない。

以上の如き訛脈振りは、「当年ハ標符ニ而御家中
町在之難義凶作よりモ十倍す」永祿日記
二〇一頁弊害をも

たらし、これに対する庶民の怒嗟の声として、当
時の落首を掲げよう。

。上ハ勝下ハ次才ニ詰將某
標符ハいつか金と成やん
。嘗る子の標符の虫に犯されて

。嘗る子の標符の虫に犯されて
。嘗る子の標符の虫に犯されて

。嘗る子の標符の虫に犯されて
。嘗る子の標符の虫に犯されて

。嘗る子の標符の虫に犯されて
。嘗る子の標符の虫に犯されて

。嘗る子の標符の虫に犯されて
。嘗る子の標符の虫に犯されて

。嘗る子の標符の虫に犯されて
。嘗る子の標符の虫に犯されて

。嘗る子の標符の虫に犯されて
。嘗る子の標符の虫に犯されて

。嘗る子の標符の虫に犯されて
。嘗る子の標符の虫に犯されて

。嘗る子の標符の虫に犯されて
。嘗る子の標符の虫に犯されて

て、日銀主に交渉するも何らの資金を与えぬ札事、田畑を売却して借財支弁にあてた、これらの事實は一人堺屋のみでなかつたと考えられる。⁽¹⁾

以上標符発行を考察したが、これは性格を結論するに足らぬの観がある。吾國の近世中期正徳、享和期にかけての札遣の状況をみるに、この間発行した諸藩は四十を數え、又これを近世初期の四十六藩と合せみると、実に八十九藩の多きにのぼる。⁽²⁾而して、諸藩における札遣の経済的契機を論ずるものとして、内領国内に流通する貨幣の欠乏により民衆に定らぬこと、近隣國札遣のため自領内の通貨の吸収されるを防止するため、内大名の財政的窮乏を緩和するための財政政策として行われる、この三つの兎解が相当支配的であるとされている。⁽³⁾以上からすれば、津輕藩の場合、一応の割合をみるに、内藩の諸札発行と比較すれば、津輕藩の諸札はそれのみによつて性格付けられず、試金書上を行つてその上納を遂行し、同時に貨幣並列を遂行すこと、更には如何なる形態に正しく流通の意進「扶持をくださる」ことなどが

ら単純に考へられぬ。尋いて発行時の機構について云えば、一般に大名領地において紙幣発行の場合、札惣奉行、札会所等の藩当局より構成された役人と並んで、民回則としての札元が選出され、末端機構として札所の組織を設けられるのであつて、これら二勢力の結合によつて発行準備が可能とされ、両者の強弱の度合によつてその形態が變つて来るものと考えられる。その点からすると、津輕藩にあつては、その札元メとしてその定例を初め、員数役、諸役方、運送役などを総て町人に依つて遂行されるのであつて、藩当局の統制は表面上現われぬ。又紙幣発行に際しては当然幕府の持許を必要としたが、標符発行時にはこれを許していない。⁽⁴⁾

の毛内右衛門筆記中に又世忠左衛門の手を経た幕府に提出した願書と公義書付が記載されている。こゝに公義書付を示すと次の通り、

津輕土佐守

其方領分六拾年己采無之障毛二付当秋作迄之

西家甲斐守等ニ至道版料届兼候ニ付向寄之儀
御料付御承奉万石御拂之義被相願候願之通御
拂後御付候向可取得其意候委細勘定奉行江可
被談候以上

三月十七日

(2) この三番の江戸参りについて高岡靈験記は、
次の如く記している。

我井守郎五衛門が趣意にて、米金融通し、御
回向の人情を毛門有石衛門康直に引立しと、
津輕主水へ執達しければ、此上は幼君江戸に
ましますに、信守公、御若年にて江戸に在り
罷上り、江戸御家中の風儀を直し、幼君を輔
佐して、御入部をなさしめんと、三士手を揃
へて罷上り致す。

(3) 宝暦五年九月十九日幕府へ提出した凶作状況
報告の文面によると左の通り。

一高四万六十石之内横毛左之通

三万四千貳百拾石之余

(中略)

外ニ新田

一高拾九万六千三百五拾三石五斗貳升之内横
毛左之通

拾六万千貳百三拾石余 (下略)

(4) 高岡靈験記に據ると、宝暦七年二月十七日迄
の出来事としてある。

(5) 『青森市沿革史上』宝暦六年六月

(編者)曰、「青森市沿革史」はこの形勢

をとつて編者の意見を述べている。「の文中
「青森衰微の原因は宝暦の貸借無差別あり、
運送方伊香理助、伊奥藤兵衛外数人歴々破産
す」とある。

す」とある。

(6) 作道洋太郎著「近世日本貨幣史」二〇六頁

(7) 全 右 一五八頁

(8) 全 右 一六一頁

(9) 津輕藩日記宝暦七年六月二十三日

足羽次郎三郎に対する罪状亦あるが、十三ヶ
条のうち

一金銀之儀者諸国一統之通用公義に相掛候儀

鏡茂無之銀札同様通用方申付私意に相募候

事

の一文がある。

七

其年の狩害口七年に入るや、日ニ増月ニ増難義ニ相成、諸人之難義凶年よりも甚敷前代より無之等共也（永祿日記室曆七年三月の条）と云わしむるに至つた。此處に、七年三月辨香院住僧覺源による老中宮内少輔松平忠恒への乳井賣（1）に対する告訴状呈出となり、老中定羽次郎三郎、長十郎父子の失脚（2）、尋いで二枚造の請掛策は多く旧に復するに至つた。

その状況をみるに、宝曆七年六月二十九日先づ家中、并社共に「渡方通振相止候様申付候渡方之儀者又之筆造之連差紙御藏渡（3）」（藩日記）とした。七月十二日に至ると、「旨意より里地元六々悉御返被差上（4）」（藩日記）ることになり、更に七月二十五日、地方知行による給地百姓、家中に対して請注意承弁せられた。それとは別に「覚」が送られた。

云々の半り送達当分御請事之内一切差願請書付共御奉行江宛約ニ差出候處右旨趣相請渡し向当目心去々之筆造之通御家を御用人取扱之節迄

夫々江差出候様可被相心辨候（下略）

この「覚」から知れる様に、今迄絶々の政令は井に掌理されていたが、ここに彼の権限は割られたと云ふよう。又、八月十六日に至ると、御旨に発した貸借無差別令撤廃を令し、「請意罷入、之塞ニ我聚成目外離通之者滿勿論以來意」（5）と御手致有御座向敷左候而若却而銘々難儀罷成候（6）と記と当然予想されるべき弊害を述べて、「西式御旨被仰出候趣ニ御別度」（7）と云つた。しかし、返済については、「此節皆清之手段ニ指及申向敷向當年より望連耳之返済之誤指直上御儀之儀者御止被仰付」たのである。

初め、宝曆八年に入ると、改革勢襲断行した野中銀造に、七月二十九日、「古来之通未ル十月朔日より里錢大拾文書文目与定通用」（藩日記）と曉止された。今この銀造通用の事情について附言すれば、

「初め之程ハ、江連ざる政之手段ハ下賤之者ハ下谷込江連共一面用立候而強之外通用等々融通致候」

（平山日記）と順調に銀造が行われて罪を承してゐると云ふので、郡方支配の宝曆五年に行われた縮減の大

中な改革は、八年十月六日、庄屋の没たる手代は、引取、古来を通し庄屋を任命、亥年以前と同様、代官算を手代と復した。

以上、亥年以前の郡方の支配機構は、総て先規に復し、通算、知行形態、藩政中核機構も又改革以前に戻されたが、賦政の繰合も八年八月三日最低、知行の十々一、最高三々一の一御家中御借米、知行の二に及び、依然として慢性的、自壞的の藩政維持の方法に依るより手段はなかつたのである。斯様に旧規、先例に完全に還元されたが、宝暦の改革の主導者丸井重良は、それより先、宝暦八年三月十七日城代津軽外記以下二十八人の重臣の面前で津軽藩日記

一於十郎左衛門宅申渡之覺

丸井重良

其方儀勤方不慮御意候上付遠役被仰付急度相續候様被仰付之

右の如く云い渡され、宝暦三年正月彼が勤定奉行に登明され、親意藩政再建に革新的な諸施策を打ち出し、一旦其驥我相立藩日記宝暦八年三月十七日の条つた

のであるが、五年の大凶作によつて上方よりの粟米を初めとする莫大な支出に迫られ、更に六年以降の足羽長十郎等町人の重用によつて、改革の力を余儀なきがわしめた。

(1) 重の名は、信寧入部後六年七月朔日藩主より賜わつたもの。又発句も下された。

いく事も四身の間世へ致重がな、
一四幸之間は未御居間之石也

(2) この間の経緯を知る史料として、高瀬重良記がある。それに據ると覺源は、奥の巻政を阻止せんとして師の弟と称して江戸へ登り、国民愁苦の状を奥に書状を認めて津軽家に姻家たる松平忠恒に提出へ二十ヶ条に及ぶ。忠恒はこれを信寧に示したため、重に対して現在の政策撤廃、旧政に復すことを嚴命、重は歸国し、足羽父子の失脚となつた。

結

これ迄、津軽藩に於ける所謂宝暦期の改革での

諸施策を考慮して来たが、これら改革の所以は、幕藩体制全般を通じてみられる経済的困難の進行に伴う危機に対応するものである。従つて、各地方の経済発展の段階、政情、藩権力の強弱大小等によつて、これらに対応する時期、方法を多少異にすると言われる。然し、他藩で共通した点は、治世的対応として緊縮政策、積極的対策として南進、軍費増徴など遠地経済本来の政策の他に、國産品の奨励、専売仕法、藩札発行を行っていることである。

時期に遅れはあるが、熊本、米沢、松代等の一応改革の成策をみたと言われる諸藩の政情をみると、藩主の権力が強固であり、質性の優れた人物であつて、よく人材を登庸し、これら近臣の中から抜擢した賢臣をして改革に當らせて、その実をあげている。例えは細川重慶、上杉治憲、松平治郷がそれであり、自ら先頭に立つて藩の権力を集中し独裁的親政を行い且つ、長期に亘つてその方針を變へなかつたと云われる。

こゝで、改革時の津輕藩主について云へば、六

代藩主信着は、延享元年五月十七日江戸より藩城後ほどなく同日二十五日弘前城にて卒した。享年二十六。その後を承けて、同年八月二日長子信寧（幼名岩松）は昇南六を以つて家督を継いだ。その後、宝暦三年二月十八日初めて停信院に拜謁し、十二月十八日従五位下上佐守に叙任され、六年四月江戸藩邸を巻して領國に向ふ迄、江戸の華やかな生活の渦中にいた。その間、宝暦三年改革に奮闘した時にあつては、既述の如く、津輕主水、用人毛内右衛門、勤定奉行乳井市郎左衛門等によつて行われ、毛内の摩直と乳井の才氣によつて遂行されたのであり、藩主の権力はこれを強く挽き、卒、推進するに定るものでなかつた。従つて、毛内、乳井の連繋が保持された間は、諸施策の一応の成果をみたが、両者の江戸に於ける信寧との間隔の取り方の違いから権勢の優劣が表面化する。と同時に乳井の独走を許す結果となる。これら兩事実を具體的に云へば、先づ宝暦三年暮迄に、急迫の藩政機構の複雑、それから將來する取返しの明確、これを是正せんと意図から徹底的な調査

、それに基づいて昭魂先烈を嚆して機構の簡略化

を計り、昭定所規調有の下に集めて、これが改革

の行に徹した、しかし、視点を彼をればこの改革

は、一老練經生水の力を背棄として戦後の改革断

行の前提案件となる権力強化を計つたとも考えら

れる。而して、四年より上方借入金の一時返済停

止を求めとする附隨的施策をとる一方、藩内の士

風の振替、風俗の端正を以て改革の副濟なる施

行を計り、一応の成果を挙げたことは、乳井が退

後を命ぜられた時の「金鑰」にも認められてゐる。

乳井變錄より尙之年已來御謄手尙御立直之存寄

依申立同人等念之通被仰付候處一旦某險技知立

猶又御家中申立之節共有之并以厚屬事御用御仕

被差置罷般々結構御取立被仰付候處此節一軒取

扱之隨萬端懇召ニ致願願候々付還被仰付之

即ち、江戸手仕送の事は、上方仕送金滞滞に對し

る対応策であつたが、貨幣經濟依存への傾斜を早

めた最大原因と云われる江戸、領地の二重生活、

その藩邸での出費二万余両の仕送り名、上方銀主

が心算留の政治担当者に移したことは財政建直し

の必要案件であつた。同時にこのれた廻米停止は

藩内の倉庫を満し、諸般金源によつて増収を計つ

たのであるが、五年の大凶作の前に已倉庫を空に

してこれが放済に当りざるを譯す、乳井の計算は

大きな狂いを生ぜしめた。此處に採られた特殊な

清延期は、三年後に於て一部元利史返済を条件と

しての事に云われ来るから、この間に於ける財政建

直しの可否によつて、藩政政變受放済の成否、不

成功に響く一條件となると考へられる、先づ第一

にこの事故、大凶作によつて、覆され、加つてに買

米出賣と信寧入部を以かへての成敗混乱の時期に

あつて、乳井、毛阿両者の提携が崩れ、町人の藩

政への介入によつて大きく傾斜した、更に、該政

革に於いて問題とみるのは、豪農高の大庄屋任命

である、而して、この大庄屋は「異代代官之勤を

致」と云うのであるから、農民統制上からいへば同懸

にすべきであり、封建社会に於ける支柱としての

身分制に抵触する。更にそのことは、六年十月に

至つて知行藏入になり御藏奉行の引取とそれに替

つて「町在運送方江御藏奉行被仰付」に至つて同

藩士は町人に蔵米を給与される形となりて、その規を離脱したのである。斯様な事態の生じた原因は、乳井が藩政窮乏に追われ足羽を偏重したことによる結果であり、五年に採用された大庄屋任命に依つて藩財政に郡方の末端まで宗賎を寄与せし一方米酒調節をもなせしめんと意図したと考えられる。龍軍が、大庄屋の元来の出自からくる利害に利用されて多くの弊害をみる結果となつた。更に六年に至つて發行された兌換準備金の甚無な標高、兌換無差別命令など、完全に該改革失敗を露呈した姿を云ねねならない。

以上、みてきた津輕藩における所謂宝暦の改革は、当時既に新田開墾口頭打ちの状態にあり、度重なる天候異変にあつて百姓からの貢米増徴も望む手、又米の他に産物もなく、二大経済市場から離れた孤島の制約もあつて、莫大な借賎に喘いでいた藩にとつて、他藩の如き専売仕法による藩財政を有利に轉換することも出来ぬのであるから、その様な状況の中に該改革を見る時、眞の採つた改革初期における施策の位置も定まるかと考ふる。